○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の芹沢の中心線から左岸二十五メートル右岸四十メートルまでの土地の区域（平成二十九年国土交通省告示第四十号、第四十一号及び第四十二号で指定した土地の区域を除く。）

栃木県日光市芹沢

字高土山　三四三番　一号

字横峯平　一八五番　二号

字関沢　四〇六番　三号

字中道平　一一六番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成二十九年国土交通省告示第三十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号から二十号までを順次結んだ線及び標柱三号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字中道平　一一六番一　四号から十一号まで

一一四番　十二号

一一三番二　十三号から十五号まで

一一五番　十六号から十八号まで

字関沢　四〇六番　三号、十九号及び二十号

○国土交通省告示第十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉部野下中一川及び中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市阿東嘉年下

字大浴　一九八六番　一号

一九八五番二　二号

一一八〇番　三号及び四号

一一七六番　五号

字寺床　三五八八番　六号

字観音ケ浴　一一四六番一五　七号

字森ノ上　一一六七番　八号

字荒神平　一一六六番　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

曽根南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市阿東地福上

字市　八〇一番三　一号

八〇〇番　二号

八〇二番　三号

地先道路敷　六号及び七号

七九三番　八号

七七八番　九号

七七六番

山口県山口市阿東地福下

字桜ノ里　一二二〇番二　四号

地先道路敷　一〇二〇番　五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市延小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県光市大字室積村

字椿原　四八六四番二　一号

四八六三番　十三号

字御意脇　四八八九番　二号

四九〇一番　三号

四八九〇番　七号

字西御意　四九二一番二　四号

四九二二番二　五号

四九〇七番　六号

字西椿原　一五六〇番　八号

一五五五番　九号

字寺ケ迫　四八七一番　十号及び十一号

字大珍　一五二一番　十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

温田西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県周南市温田一丁目

四〇九四番三　一号、二号及び十一号

四〇三四番二　九号

山口県周南市丸山町

四〇九三番四　三号

四〇二四番一　十号

山口県周南市大字富田

字西丸山　四〇八二番二　四号

四〇八一番　五号

四〇七七番　六号

四〇三七番　七号及び八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水上南側沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県周南市東北山二丁目

七四四九番　一号

山口県周南市大字徳山

字東北山　一二七五番　二号及び九号

一二七四番　三号

字とうとう　六八四〇番　四号及び五号

六八三七番一　六号

字金剛山　一〇二二番四二　七号及び八号

山口県周南市東北山一丁目

六八三四番一七　十号

地先道路敷　十一号

六八三四番一五

地先道路敷

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小方南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県大島郡周防大島町大字西屋代

字越谷　二〇六四番　一号

二〇七四番三　二号

字大平　一〇七四五番一　三号

字滝下　一〇八一七番一　四号

字間伏　一〇八二〇番　五号

二〇九一番三　六号

二〇九七番一　七号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神領南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県大島郡周防大島町大字東屋代

字小迫　一〇七〇番二　一号

一〇三一〇番一　五号及び六号

一〇三一〇番二　七号

一〇三〇八番　八号

一〇六一番八　九号

字上登土六　六五四番一　二号

字石光　一〇二七四番一　三号

字北百合ケ迫　一〇三三三番一　四号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片東川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県阿武郡阿武町大字奈古

字片　二一二〇番　一号及び二号

一〇九一九番　三号

一〇九二〇番　四号

一〇九一七番一　六号

字洗川　二一〇三番　五号

二一〇七番　七号

字丸山　二三七二番　八号

二三七三番　九号